

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
 - ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
- ※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方、又は同程度の方です。
※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって撤回することはできません。
※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成26・27年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

保険料額
(年額)
※年額57万円が上限です

=

均等割額
(被保険者1人当たり)
47,900円

+

所得割額
総所得金額等－33万円
(基礎控除)
×
所得割率 9.26%

平成27年度は保険料軽減対象者が拡大します。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されます。
（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

保険料の均等割額を
9割軽減

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

保険料の均等割額を
8.5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「26万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

保険料の均等割額を
5割軽減

「基礎控除額（33万円）」＋「47万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

保険料の均等割額を
2割軽減

*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。
また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減

被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」＋58万円を超えない方

保険料の均等割額を
5割軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた方も、特別措置として、平成27年度も保険料の**均等割額が9割軽減されます（所得割額はかかりません）。**

対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成27年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**（年金からの差し引き）又は**普通徴収**（納付書又は口座振替）により納めることになります。

特別徴収の方 平成27年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。

普通徴収の方 平成27年7月より納付書又は口座振替により保険料を納めていただきます。

また、現在普通徴収の方（年金受給額が年間18万円未満の方を除く）で、平成26年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられた方は、次のとおり平成27年度途中から特別徴収となりますのでご注意ください。

75歳の誕生日	普通徴収の月	特別徴収の開始月
平成26年4月2日～平成26年10月1日の間	普通徴収はありません	平成27年4月から
平成26年10月2日～平成26年12月1日の間	普通徴収はありません	平成27年6月から
平成26年12月2日～平成27年2月1日の間	平成27年7月	平成27年8月から
平成27年2月2日～平成27年3月31日の間	平成27年7・8・9月	平成27年10月から

*但し、平成26年4月2日～10月1日の間に75歳の誕生日を迎えられた方の特別徴収の開始月は、市町村によって平成27年4月より前に開始される場合があります。

～特別徴収から口座振替への変更について～

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの差し引き）により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

頑張る“わきゃもん”

～山都町の明日を担う農業者にお話を聞きました～



佐藤 友治 さん
(大平・29歳 就農8年)

家族経営で、米（種子）、原木しいたけ、トマト（りんか）を作っています。TPPなど農業情勢が振り回される状況や、天候、地球温暖化等気象条件にも影響され、先行き不安な現状ですが、これからも信念を持って作物を栽培していくつもりです。山都町で農業をしてよかった、と思える未来がくるといいなと思っています。



中矢 悠介 さん
(馬見原・32歳 就農5年)

2年前に父から経営移譲を受け、経営者となりました。現在は、ミニトマト、米、茶、しいたけを両親と共に栽培しています。将来は、主要作物のミニトマトの植え付け面積を増やし、安定した経営を目指したいと思っています。

☆中嶋義光委員より一言

家族経営協定を締結され、計画的に農業に取り組んでおられる責任感のある将来有望な青年です。頑張ってください。

☆中矢保徳委員より一言

地域の大切な農業後継者の一人です。家族経営で仲良く頑張っておられます。若手のリーダーとして今後とも期待しています。

2月交流会は、福岡県筑後市の「恋木神社」へ向かいました。この神社は、日本に一つしかない恋愛の神様を祀っているということで、みんな恋愛成就祈願に。参加者は男性8名女性7名でした。小雨の中でしたが、神社内は梅の開花が進み良い雰囲気なのなかの散策でした。恋愛祈願を象徴する「鳥居」と「おみくじ」など、運氣がアップするようでした。散策後は、近くのお店でランチを取り、そのあとは熊本市植木町に移動し、いちご狩りを楽しみました。あまり県内外に出まわらないという貴重な品種「紅あやね」。そのいちごの大きさと紅さに驚きながら、終始笑顔の交流会となりました。ご利益がありますように・・・♪

☆恋木（こいのき）神社へ行ってきました♪☆

Y O U & Y O U も10年目を迎えました。春の訪れとともに素敵な出会いを探しませんか？今年度も町内の独身の方（男性・女性）を募集しています。ぜひこの機会にお電話ください。お待ちしております♪

YOU&YOU通信

Vol. 94



●問い合わせ先
YOU&YOU事務局
(山の都創造課) 井手・吉田
【専用電話】
090-9565-9589
【専用アドレスPC】
marriage.support@town.kumamoto-yamato.jp
【専用アドレス携帯】
you_and_you@docomo.ne.jp